

介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度関係通知 送付先変更届

新規 ・ 変更 ・ 解除

板橋区長

東京都後期高齢者医療広域連合長 あて

成年後見制度の利用による介護保険及び国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する諸通知の送付先変更について、裏面「送付先変更を届出される方へ」の注意事項に同意した上で、次のとおり届出します。

●送付先を変更する被保険者等		届出年月日		年	月	日	
氏名	*「国民健康保険」は、世帯主(納付義務者)宛に送付するため、世帯員についての送付先変更はできません。						
	生年月日(大・昭・平 年 月 日)						
住所	〒						
<input type="checkbox"/>	介護保険	被保険者番号					
	<input type="checkbox"/> 全ての通知						
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	記号番号	記号	1	9	-	番号
	<input type="checkbox"/> 全ての通知						
	<input type="checkbox"/> 資格関係通知・医療証関連書類(資格確認書・資格情報通知書・高齢受給者証・限度額認定証・特定疾病証)						
	<input type="checkbox"/> 保険料関連書類(納入通知書・督促状、還付通知等関係書類)						
		<input type="checkbox"/> 高額療養費等、給付関連書類		<input type="checkbox"/> 健康診査関連書類			
<input type="checkbox"/>	後期高齢医療制度	被保険者番号					
	<input type="checkbox"/> 全ての通知						
	<input type="checkbox"/> 送付先変更期間 年 月 日 ~ 年 月 日						
※即日希望の場合は13番窓口までお願いいたします。それ以外は翌週以降から適用されます。							

●変更後の送付先

住所	〒					
宛名						

●届出人

氏名				電話番号			
住所	〒	<input type="checkbox"/> 送付先と同じため、住所の記入省略					

受 付 印

●添付資料

- 届出人(成年後見人等)の本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 成年後見人等の登記事項証明書の写し(保佐人、補助人は代理行為目録の写しも必要)
- 法人が成年後見人等になっている場合は、社員証の写し等

※裏面の注意事項もお読みください。

【注意事項】 送付先変更を届出される方へ

- 入所先施設や病院等、後見人等のご住所以外への変更をご希望の場合は、必ず事前に施設等からの承諾を得たうえでお手続きをお願いいたします。解除の場合も同様です。
- この送付先変更届は、板橋区におけるすべての通知の送付先変更を保証するものではありません。板橋区は、予告なくこの届を変更若しくは終了、届以外の住所に通知等を送付することがあります。また、この届によって生じるいかなる損害等についても、その責を負いません。
- 変更を届け出た日から、実際に送付先の変更が完了するまでに1～2 週間程度かかることがあります。
- 本届出により、納付義務者は変更されません。
その場合、変更前の住所等に通知が送付されることがありますので、ご了承ください。
- 「国民健康保険」は、世帯主(納付義務者)宛てに送付するため、世帯員についての送付先変更はできません。
- 本届出の後、板橋区の国民健康保険の資格を喪失し、その際に送付先変更の解除手続きを行わなかった場合は、資格喪失後2年程度で送付先変更を解除します。
- 成年後見人等の住所変更により送付先を変更する場合は、再度、変更届出(変更)をしてください。また、死亡等により送付先を変更する必要がなくなった場合は、変更届出(解除)をしてください。

----- 板橋区処理欄 -----

介護保険課

確認	入力	受付

国保年金課

確認	入力	受付

受付

国保資格係 国保給付係 国保特定健診係
(受付方法：来庁・郵送)

写し回付

国保資格係 国保給付係 国保特定健診係
(回付日 ： 月 日)

後期高齢者医療制度課

確認	入力	受付

他課回送

介護	国保	後期